

令和6年7月25日提出

熊本市立小中学校の通学区域等に関する規則の一部改正について

熊本市立小中学校の通学区域等に関する規則の一部を次のように改正したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

熊本市立小中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則

熊本市立小中学校の通学区域等に関する規則（令和3年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1 城西小の部西区の款中

「

横手5丁目	全域	
-------	----	--

」

を

「

横手5丁目	全域	
戸坂町	全域	

」

に改め、同表池上小の部西区の款戸坂町の項を削る。

別表第2 西山中の部西区の款中

「

横手5丁目	全域		
-------	----	--	--

」

を

「

横手 5 丁目	全域	
戸坂町	全域	

」

に改め、同表三和中の部西区の款戸坂町の項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の熊本市立小中学校の通学区域等に関する規則の規定によりなされた就学校の指定は、この規則による改正後の熊本市立小中学校の通学区域等に関する規則の規定によりなされたものとみなす。

(提出理由)

熊本市立小中学校の通学区域の一部を改正するため、所要の改正を行う必要があることから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和 2 7 年教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 8 号の規定に基づき議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市立小中学校の通学区域等に関する規則（令和3年教育委員会規則第4号）新旧対照表

改正後（案）					現行					備考
別表第1（第2条関係） 小学校通学区域					別表第1（第2条関係） 小学校通学区域					
小学校名	区	町名	街区及び住居番号 （住居表示実施区域）	地番 （住居表示未実施区域）	小学校名	区	町名	街区及び住居番号 （住居表示実施区域）	地番 （住居表示未実施区域）	
【略】					【略】					
城西小	西 区	島崎2丁目	全域		城西小	西 区	島崎2丁目	全域		
		【略】	【略】	【略】			【略】	【略】		
		横手5丁目	全域				横手5丁目	全域		
		戸坂町	全域				新規	新規		
【略】					【略】					
池上小	西 区	池上町		1番地～378番地、379番地2、381番地～1609番地、1616番地、1702番地～3080番地	池上小	西 区	池上町		1番地～378番地、379番地2、381番地～1609番地、1616番地、1702番地～3080番地	
		【略】	【略】	【略】			【略】	【略】		
		谷尾崎町		141番地～336番地、338番地～1571番地			谷尾崎町		141番地～336番地、338番地～1571番地	
		削除	削除				戸坂町	全域		
【略】					【略】					

別表第2（第2条関係）

中学校通学区域

中学校 名	区	町名	街区及び住居番号 （住居表示実施区 域）	地番 （住居表示未実施 区域）	該当 小学 校名
【略】					
西山中	西区	【略】	【略】	【略】	城西 小学 校
		島崎2丁目	全域		
		【略】	【略】	【略】	
		横手5丁目	全域		
		戸坂町	全域		
【略】					
三和中	西区	【略】	【略】	【略】	池上 小学 校
		池上町		1番地～378番地、379番地2、381番地～1609番地、1616番地、1702番地～3080番地	
		【略】	【略】	【略】	
		谷尾崎町		141番地～336番地、338番地～1571番地	
		削除	削除		
		【略】	【略】	【略】	【略】
【略】					

別表第2（第2条関係）

中学校通学区域

中学校 名	区	町名	街区及び住居番号 （住居表示実施区 域）	地番 （住居表示未実施 区域）	該当 小学 校名
【略】					
西山中	西区	【略】	【略】	【略】	城西 小学 校
		島崎2丁目	全域		
		【略】	【略】	【略】	
		横手5丁目	全域		
		新規	新規		
【略】					
三和中	西区	【略】	【略】	【略】	池上 小学 校
		池上町		1番地～378番地、379番地2、381番地～1609番地、1616番地、1702番地～3080番地	
		【略】	【略】	【略】	
		谷尾崎町		141番地～336番地、338番地～1571番地	
		戸坂町	全域		
		【略】	【略】	【略】	【略】
【略】					

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の熊本市立小中学校の通学区域等に関する規則の規定によりなされた就学校の指定は、この規則による改正後の熊本市立小中学校の通学区域等に関する規則の規定によりなされたものとみなす。